



三鷹市議会議員

だいじょうぶ。ともにあるこう。

(2020.2.28) 3.10追記

野村 のむら ようこ 羊子

と いっしょにつくる三鷹の会 ニュース no.127



チラシ・ポスティング訴訟 全面勝訴！

控訴人から上告中

この裁判は、市議会議員の政治団体「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会」のニュースが、自宅ポストに投函されたことにより精神的苦痛を被ったとして、その政治団体が住民に訴えられた民事訴訟です。

ポスティングは、立川や葛飾事件の判決が出た際に「住居侵入」とのみ報じられた結果、「チラシお断り」の意思表示がある場合、集合住宅のエントランスに立ち入り、集合ポストへの投函は違法行為のように捉えられています。

しかし、今回の判決は、

「チラシお断り」でも、エントランスへの立入りは違法ではない。チラシ1枚の投函は、受忍限度内で不法行為ではない。

という画期的な判決です。

武蔵野簡易裁判所の一審判決は、「関係者立ち入り禁止」の表示があったとしても、チラシを配布する目的で集合住宅のエントランスホールに立ち入ることは不法行為にあらず、「チラシお断り」の意思表示がされていても、ポストにチラシを1枚投函することは慰謝料請求に当たらないと原告の訴えを棄却する判決でした。

今回控訴審の判決では、一審判決を認め、「管理組合の意向及び控訴人の意思に反する行為」であっても玄関部分に立ち入ることは「直ちに違法」とは言えず、紙1枚の活動報告の投函は社会通念上受忍限度を超えるものではないとして、控訴を棄却しました。



◆チラシポスティング訴訟の経緯

- ◆2018年11月20日 「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会ニュースno115」発行。12月末にかけて三鷹市内に8万枚を、ボランティアによりポスティング。
- ◆11月29日付け、住居侵入による「犯罪者の氏名開示要求」の内容証明が住民から届く。拒否する旨の回答を送付。その後数回にわたり、内容証明でのやりとり。
- ◆2019年1月18日付け武蔵野簡易裁判所に損害賠償請求10万円の訴訟が住民によって提起される。
- ◆6月26日 武蔵野簡易裁判所にて第1回口頭弁論。結審。
- ◆7月17日 原告の請求を棄却する旨の判決(内山理裁判官)。
- ◆7月25日 原告は東京地方裁判所に控訴。
- ◆10月24日 東京地方裁判所にて第1回控訴審。
- ◆12月5日 第2回控訴審「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会」が「政治団体」であり「権利能力なき社団」であることを確認して結審。
- ◆2020年2月27日控訴棄却判決(金沢秀樹裁判長)
- ◆3月9日 控訴人は東京高等裁判所に上告。

野村羊子といっしょにつくる三鷹の会news No. 127

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-33-7-401

Tel:090-7254-2652 Fax:0422-72-2425

E-mail: issyonokai@nomura-yoko.net

Url: http://www.nomura-yoko.net

郵便振替口座: 00160-2-335606



チラシポスティング訴訟2.27控訴審(東京地裁)判決の意義(弁護士コメント)

弁護士 武内更一、遠藤憲一

本判決(一審が簡裁でしたので控訴審判決となります)は、共同住宅のエントランスに立ち入り集合郵便受けにチラシ等を投函した行為について、「管理組合」や郵便受けの使用者が明示的に禁止・拒否していても、自治体議員の活動のニュースを投函する目的で、住居部分でなく扉が施錠されていないエントランスに入ることは建造物侵入罪にあらず、郵便受けに紙1枚程度を投函することは、相手に対する民事上の「不法行為」とならないと明確に判断しました。

「立川テント村事件」と「葛飾分譲マンション事件」の最高裁判決は、いずれも住居部分に立ち入り、各住居のドアポストにチラシを投函したという事案につ

き建造物への立入行為を「建造物侵入罪」としたもので、本判決は「最高裁の判例の事案とは建造物への立入の態様が異なる」とも述べています。

管理組合や相手が禁止・拒絶の意思を示している場合は許されないのかとの懸念も解消されました。

また、本判決は、違法性判断について「社会通念上一般に許容される受忍限度を超える侵害をもたらすものであるか否か」を基準にしていますので、自治体議員の活動に限らず、広く市民のポスティング行為にあてはまると言うことができます。

判決を受けて

野村羊子

ポスティングは「住居侵入」といわれ、萎縮ムードがありました。しかし、18万人の市民に政策や活動などをお知らせする方法が他にはありません。「犯人を明らかにせよ」という文書を受け取った時は、いい加減にすることはできないと思いました。控訴審でも、エントランスへの立入りや、ニュースの投函は違法ではなく、慰謝料請求に当たらないとする判決が出ました。ポスティングが続けられるとほっとしています。上告却下され、判決が確定することを望んでいます。ご支援をお願いします。

令和2年2月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和元年(レ)第422号 損害賠償請求控訴事件
(原審・武蔵野簡易裁判所平成31年(少コ)第1号(通常手続移行))
口頭弁論終結日 令和元年12月5日

判 決

東京都三鷹市

控 訴 人

東京都三鷹市下連雀3-30-12-104

被 控 訴 人 野村羊子と一っしょにつくる三鷹の会

同代表者代表世話人 野 村 羊 子

同訴訟代理人弁護士 武 内 更 一

同 遠 藤 憲 一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成31年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、控訴人の居住するマンション1階の集合郵便受けに、被控訴人作成のチラシ1枚が投函されたことについて、1階部分への立入禁止の表示及びチラシ投函拒否の表示に反する行為であって、不法行為を構成するとして、慰謝料10万円及びこれに対する平成31年1月20日(訴状送達の日翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(中略)

1

第3 争点に対する判断

本件チラシを控訴人の郵便受けに投函した行為は、明示的に示された本件マンションの管理組合の意向及び控訴人の意思に反する行為であるが、そのような意向ないし意思に反する行為であるからといって、直ちに違法であるということではできず、当該行為が違法になるか否かについては、その行為の態様が、社会通念上一般に許容される受忍限度を超える侵害をもたらすものであるか否かによって判断すべきである。

これを本件についてみるに、前提事実のとおり、本件マンションの敷地部分と前面通路との間に塀等による仕切りはなく、本件マンションの玄関階段棟の入り口のガラス扉も施錠されていない。本件マンションの玄関部分に設置してある集合郵便受けに投函するためには、玄関部分に立ち入ることは必要であるが、本件マンションが玄関階段棟と住居棟に分かれていることからすれば、現実に住民が居住する住居棟内に立ち入る必要はない。配布された本件チラシは、一見して市議会議員の活動報告等の文書であることが分かるものであって、紙1枚にすぎず、詳細を確認せずに廃棄することも容易な文書である。以上のとおり、本件チラシの投函行為は、物理的な強制力を用いたものではなく、立ち入った程度も住民が居住する区域ではなく玄関部分のみであって、配布された本件チラシの内容・分量も上記の程度であることに鑑みると、一般的に受ける不利益の程度も、社会的に受忍し得る限度を超えるものではないと認定するのが相当である。控訴人は、本件チラシの投函行為が、建造物侵入罪を構成すると主張するが、建造物侵入罪の成立を認めた最高裁の判例の事案とは、建造物への立入りの態様が異なる。控訴人の主張は採用することができない。

したがって、本件チラシの投函行為は、不法行為を構成しない。

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第31部

裁判長裁判官

金澤秀樹

裁判官

湯浅雄士

裁判官

若山哲朗